お知らせ



国民年金保険に関するお知らせ

国民年金保険料の育児免除制度について

問 住民課 住民年金係 ☎65・3301

令和8年10月から、国民年金保険料の育児免除制度が始まりました。これにより1歳未満の実子、養子を育てている方は、申請により育児のための免除制度を利用出来ます。

【対象者】1歳未満の子（実子・養子）を育てる国民年金第1号被保険者（自営業・農業・アルバイト・無職の方など）※父母ともに対象

【免除期間】子が1歳になる誕生日の前月まで

【免除額】月額17920円（令和8年度）

※国民年金保険料を納めた場合と同じように免除期間分の保険料は将来の年金額に反映されます。

【申請方法等】制度や手続きの詳細は、左記の二次元コードから日本年金機構のホームページをご覧ください。

▲日本年金機構のホームページはこちらから

催し



令和8年度桂川町二十歳のつどい

踏み出すハタチへの一歩 桂川町二十歳のつどい

問 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

【日時】令和9年1月10日(日)
受付：12時～　式典：13時～

【場所】住民センター 大ホール

【対象】平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれで、桂川町在住または桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校を卒業した人
※現在、桂川町に住民票がない人も参加可

【その他】該当者には11月上旬に案内通知を郵送いたしますので、ご確認ください。

お知らせ



情報伝達訓練

情報伝達訓練を実施 防災行政無線を使用

問 総務課 庶務係 ☎65・1100

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。防災行政無線からテスト放送が流れますので、ご了承ください。

【日時】Jアラート情報伝達試験放送
11月11日(水)　11時ごろ

【放送内容】①上り4音チャイム
②「これはJアラートのテストです」×3回
③「こちらは、桂川町です」
④下り4音チャイム

お知らせ



残さず食べよう！

30（さんまる）・10（いちまる）運動で食品ロス対策

問 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

筑豊地区地域環境協議会では、食べ残しが多くなりがちな飲食店等での食事会・宴会時の食品ロスを減らすことを目的に「30（さんまる）・10（いちまる）運動」を呼びかけています。

「30（さんまる）・10（いちまる）運動」とは…

①まずは**食べられる量**を注文！
②最初の**30分間**は席について、できたてのお料理を楽しむ♪
③最後の**10分間**は席に戻って、残さずお料理を食べきる♪

【その他のポイント】
食事会の開始時や終了の10分前は30（さんまる）・10（いちまる）運動の呼びかけをお願いします。

